附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第二条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十六号の二を第四百三十六号の三とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十六の二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

（内閣府本府組織令の一部改正）

第三条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中㊸を㊹とし、㊼から㊿までを㊽から㊾までとし、㊻の次に次のように加える。

㊼　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

（復興庁組織令の一部改正）

第四条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表に次のように加える。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）	第四条第二項	第五十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長

内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十三号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「四十七万円」を「四十八万円」に改める。

第二十九条の七第二項第十号中「五十二万円」を「五十四万円」に改め、同条第三項第九号中「十七万円」を「十九万円」に改め、同条第五項第一号中「四十七万円」を「四十八万円」に、「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同項第三号ロ中「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同号ハ中「四十七万円」を「四十八万円」に改める。

附則第四条第二項第六号中「五十二万円」を「五十四万円」に改め、同条第三項第六号中「十七万円」を「十九万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3　国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第二十九条の七第二項、第三項及び第五項並びに附則第四条第二項及び第三項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十七年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第二号

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定

締約者は、

地域における国際収支及び短期的な流動性に関する困難に対処するため、東南アジア諸国連合プラス三箇国の枠組みの下で流動性に係る多数国間の支援に関する取決めを確立するチェンマイ・イニシアティブの多数国間化（以下「ＣＭＩＭ」という。）を想起し、

ＣＭＩＭの当事者が、ＣＭＩＭの下で監視機関を設立することに合意したことを踏まえ、

東南アジア諸国連合プラス三箇国の財務大臣による会合の発議に基づき、二千十一年に有限責任法人東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務所（以下「有限責任法人ＡＭＲＯ」という。）が設立されたことを認識し、

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局が地域の独立した監視機関として効果的に機能することができるよう、同事務局を完全な法人格を有し、かつ、有限責任法人ＡＭＲＯの役割を引き継ぐ国際機関として設立することを希望し、